



医業 経営情報 レポート

Available Information Report for Corporate Management

病医院における 税務調査のポイント

- ① 税務調査の実施状況と申告漏れ所得金額
- ② 病医院における税務調査のポイント
- ③ B/S(貸借対照表項目)の調査指摘ポイント
- ④ P/L(損益計算書項目)の調査指摘ポイント
- ⑤ 診療科目別 留意ポイント

1 税務調査の実施状況と申告漏れ所得金額

>>> 国税庁発表による所得税調査等の状況について

国税庁が毎年発表している所得税、個人事業者の消費税の税務調査の結果は次の通りです。所得税（譲渡所得を除く）の調査等の総件数は781千件（前年対比-18千件）。実地調査については、高額・悪質な不正計算が見込まれるものを優先して調査を実施しているようです。調査等の総件数のうち申告漏れのあった件数は568千件、追徴税額は1,162億円となっています。

	実地調査	簡易な接触	調査等合計
調査等件数	239,687 件	540,906 件	780,593 件
申告漏れ件数	198,987 件	368,594 件	567,581 件
申告漏所得金額	7,859 億円	1,103 億円	8,962 億円
追徴税額（本税）	934 億円	65 億円	999 億円
追徴税額（加算税）	156 億円	7 億円	163 億円
調査1件当たり			
申告漏所得金額	1,082 万円	20 万円	1,102 万円
追徴税額（本税）	168 万円	1 万円	169 万円
追徴税額（加算税）	29 万円	0.1 万円	29 億円

>>> 1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位10業種

順位	業種目	1件当たりの申告漏れ所得金額（万円）	1件当たりの追徴税額(含加算税)(万円)
1	貸金業	4,329	1,446
2	キャバレー	2,512	696
3	風俗業	2,166	551
4	商品販売外交	1,505	344
5	病院	1,344	553
6	くず金卸売業	1,250	278
7	焼肉	1,211	272
8	人材派遣業	1,161	206
9	バー	1,149	193
10	廃棄物処理	1,112	235

申告漏れ所得金額が高額な上位 10 業種の順位 5 番目に病院(含診療所)がランクされていますが、この上位 10 業種は脱税を指摘されたものとは異なります。

医療機関は、脱税の意識はないものの、経理ミスや申告ミスなどが多い業種といえるかもしれません。

医療機関は比較的に黒字申告の割合が多く、また、シルバービジネスがクローズアップされてきていることから、国税当局は好況な業界として注目していると思われます。

2 病医院における税務調査のポイント

>>>税務調査の進め方

税務調査官は、身分証明書を納税者に提示後、一般的に、照合、質問、検査、確認の手順で実地調査を行います。

(1) 照合

調査は、納税者の申告内容の適否を検討するところにあります。このため、この検討方法として、証拠書類と帳簿の記帳内容との照合及び計算を照合します。

その照合の目的は以下の通りです。

< 証拠書類と帳簿の記帳内容の照合の目的 >

金額の誤記ないしは不正記入
勘定科目の誤記ないしは不正記入
転記漏れ

(2) 質問及び検査の内容と対応

調査を行うにあたり税務調査官は、納税者に対して税務調査に必要な情報を得るために質問及び検査を行う権限を有しています。

また、質問及び検査の対象者は、納税者が対象ですが調査官が必要とあれば、職員や親族に対しても質問を行うことができます。

質問内容は、納税者の状況により変わりますが、調査開始時確認されることとしては、一般的に下記の項目があります。

< 調査開始時に確認される項目 >

事業の概要（当医院の特徴、来院患者数、診療設備の内容）
開業時の資金の流れ
納税者の家族構成、職員の構成
会計帳簿の状況・保管資料の確認及び会計処理者

税務調査官は、納税者の基本的な情報を得て、会計帳簿を確認しながら申告内容に係わる質問を行ってきます。税務調査官の質問に対し、必ずその場で回答する必要はありません。その場で回答できることが望ましいですが、曖昧な回答をするのではなく、事実関係を確認した後、間違いの無いことを回答をするという考えが重要です。

確認する事項は、次の項目（6W1Hの方法）に従って、行くと明確になります。

< 6W1Hの方法 >

誰が（人・Who）
いつ（時・When）
どこで（場所・Where）
何を（物・What）
何を（用具・Where by）
なぜ（動機・Why）
いかにして（方法、手段・How）

（3）確認

税務調査官は、質問検査に基づく結果について、その裏付あるいは補完により事実関係を確認しようとします。具体的には調査対象納税者の取引先、取引金融機関等への反面調査、並びに関係親族の所得の調査によって調査対象納税者との契約、決済等の適否、勘定残高の適否等を確認します。

確認の方法としては、文書によるものと相手方を訪問して直接質問検査をする方法とがあります。

>>>事前準備と調査当日の対応

（1）税務調査の連絡があった場合

税務調査が行われる際、あらかじめ知らされる場合と調査日の通知なしで突然、行われる場合との2つがあります。原則として、事前通知することとされていますが、事前通知が税務調査を行なう上での法律上の要件ではないことと理解しておく必要があります。

各税務調査があった場合の準備はどうすれば良いか、それぞれの場合に分けてみます。

事前の調査の連絡があった場合（事前通知あり）

任意調査では、このケースが1番多いのですが、税務署から「 月 日に調査に伺いたい」と連絡がきます。これは、税務調査を受ける側の都合を考慮するとともに、準備の時間を与えて、調査をスムーズに実行しようという税務署の合理的な考えからきていると思われます。

連絡を受けた時の注意

予定日の都合の検討

連絡を受けた日時、曜日には、できるだけ応じるように努めることです。

ただし、その日に既に重要な得意先との打合せや出張の予定などが組まれている場合には、遠慮なくその事情を具体的に説明して調査日を変更してもらうことです。大抵の場合は日程変更が可能と考えられます。

しかし、単純な調査の引き延しや作為的な変更と見られると後日の調査の際に良くない先入観を持たれたり、次回からの調査の際に事前通知がされなくなりますから、安易な変更はしないことが賢明といえます。

調査担当官の部署・氏名の確認

担当官の所属部門と氏名を良く聞いておくことが重要です。例えば、「個人 部門の さん」というように、調査予定日と同時にハッキリと確認し、メモしておいてください。これは、関与税理士への連絡や何かの都合で担当官に連絡の必要ができたときのためです。

関与税理士への連絡

納税者に事前の連絡をする場合には、関与税理士にもその旨を通知することになっていますが、念のため、直接連絡を行ってください。当日、調査の立会いが可能か都合を確認しておく必要があります。

調査を受けるにあたっての心得と準備

会計事務所との連携

ドクターの中には「税務調査」と聞いただけで頭が重くなる人も少なくないと思いますが、具体的な数字や細かい問題点については、経理担当者または会計事務所が受け持ち、病医院の概況や業績などはドクターが直接説明するといったチームプレーで税務調査に対処するようにします。

金庫や引き出し、キャビネットなどの整理・点検

任意調査として行われる場合でも、必ず金庫や担当者の引出しまで検査されるものと考えて、整理・点検しておく必要があります。

手許現金と出納帳との照合

現金は、常日頃から確実に照合され、合致しているのが普通です。

調査の際に食い違いがあれば、当然疑念を持たれ、不利な立場を招くことになります。食い違いに相当な理由があって納得できる説明ができれば良いのですが、平素の管理体制に問題があると見られないよう、完全に合致させておきます。

いらざる疑いを招かないように

税務署は、職業上全てのことに疑いを持っていると考えなければなりません。従って、何か気を回されたり疑いを持たれそうなものに関しては、事前に目のつかないところへ整理しておくに越したことはないでしょう。

例えば、直接取引している銀行以外のマッチや手帳、カレンダーなどが目に入れば、内緒の預金があるのではないかと一度は疑ってみたくなるのが常識です。念には念を入れて、一度見回してください。

一般従業員への注意

平素の状況を知るには一般の従業員、事に現場の従業員から聞くのが良いということから、調査担当官は機会をつくり現場の人に接触し、それによって調査のキッカケをつかむようにしています。調査の前には、従業員にも注意を促す方が良いと考えられます。ただし、「税務署の人から聞かれても返事をするな」とか「こう答えよ」とかは言うべきではありません。聞かれたことで、解ることは返事をして良いが、解らないことは想像して話したり、自分の意見は述べないように、という程度に注意をしておくべきでしょう。

経理担当者としての準備

調査対象年過去の3年分の帳簿や伝票、証拠書類はいつでも取り出せるように準備しておく必要があります。調査担当官がきてから帳簿や伝票をゴソゴソ探して時間を費やさせるのは、賢いやり方ではありません。

帳簿や伝票、請求書、領収書などは所定の場所にファイルして、期別・年月を記入して準備しておきます。このような準備や態度が、調査担当官の信頼をえることになり、調査を早く済ませることにもなります。

IT時代の調査、嘘は墓穴を掘る結果に

調査対象会社の情報、その取引会社の情報、金融機関からの情報等、膨大な情報が当局のホストコンピューターに収集・整理されています。調査官は、税務署の端末を操作して調査対象会社のデータを瞬時に見ることができます。そのため、見え透いた嘘で言い逃れをしようとしても無駄です。税務署にその場で問い合わせることで、調査対象会社及びその取引先データも簡単に照会できます。

そこで疑念をもたれると、直ちに指示がでて、反面調査のために、取引先や銀行へ別働隊が向かうのです。極めて合理的、組織的に調査が実施されます。情報と機動力がIT時代の調査の特色です。

事前の連絡なしに来た時の心得（無通知）

これは「現況調査」といわれ、下記のような項目において、その実態と証拠を押し返すために行なわれます。

- (1) 現金売上が主体の業種
- (2) 証拠隠滅の恐れのあるもの
- (3) 不正の疑義のあるもの

この場合、次に挙げる2つの項目については、徹底的に調査が行なわれるものと覚悟しなければなりません。

現金の実際有り高と現金出納帳との突き合わせ
金庫や机の引出しの中の書類やメモの調査

こうした目的で予告なしに来た場合には、どのように対応すれば良いのでしょうか？

まず、顧問税理士に連絡をしてください。正確には強制調査でない限り、こちらの業務遂行上重大な支障をきたす場合には、調査を延期してもらうことは可能です。しかし、調

査の目的が現況の把握である以上、相手が納得できる十分な理由がなければ、まず延期は難しいと考えなければなりません。したがって、この場合は調査を受けるという姿勢、態度を整えるということになります。

税務調査官の要求する調査に対しては、差し支えない限り応じていくことです。腹を立てたり、感情的な対立意識を持つことは、結果としてプラスにはなりません。

ただし、業務に関係ない私物の検査や質問項目については、検査を拒否しても差し支えはないと考えられます。また、疑念を抱かれるような事項が発見されたときは、その疑いを解く説明をしなければなりません。相手が不当と思われる見解をもっているときは、その撤回を要求すべきでしょう。

代表者や責任者が不在の場合には、在席者の中で1番責任ある従業員が調査官を対応し、お引取りを頂くのが賢明な方法といえますが、事前連絡なしに調査にきているため簡単には引き取ってくれないでしょう。可能な限りの調査が行なわれると考えられます。

具体的には、代表者のほかその代理人、使用人その他の従業員に対するものも含まれます。使用人のなかには、家族事業専従者なども含めての対象になりますから、理解しておいてください。

しかし、いくら税務署員といっても令状なしに強制調査はできませんから、通常代表者や責任者がいない場合には、開けることがない金庫や机の引出し等を開けたり、許しがなければ見ることのできない帳簿書類等を見せたりする必要はありません。良く解らないことについて想像で答弁したり、できない約束をしたりすることがないように注意すべきです。

(2) 調査当時の対応

税務調査官は、内容や疑問点对して納税者に質問や証拠資料の提示を求めます。以下の点に注意してください。

(ア) 調査中

質問に対して想像や推測で話をしない。余計なことは話さない。余計なものは見せない。的確、迅速に対応し答える。

(場合によっては即答を避け、関係者や税理士等と相談のうえ、後日回答を行う)
書類のコピーを求められた場合には、自社用のものも保有し、後日相互に理解できるように準備する。

書類の提出を求められ、見当たらない場合には、探している途中であることを告げ、誤解されないように留意する。

部下の作成した提出書類等は、必ず上司等が目を通しておく。

(計数的なものは検算を怠らない)

取引先からの原始記録や自社作成書類等に不備な点があっても、自ら手を加えないで提出し、口頭で事由なり実情を説明することとする。
 納得がいかない場合には、しっかり反論し妥協しない。対決するのではなく、会社を良くするために改善点を相談する。
 当局の証拠になるためのような文書の作成は極力避ける。
 (例えば申立書、申述書、供述書、念書等)
 安易な修正申告は避ける
 (救済の権利を失うことにもなるので、毅然とした対応をし、安易な妥協はしない)

(イ) 調査後

当局の指摘事項に対しての事実確認を行ない、処理上の判断を決定する。
 当局に対し取引先に影響のある場合は、善意にその対策を講ずる。
 是否認事項、指摘事項等は社内の関係部署へ連絡し、今後同じような誤りを繰り返さないよう反省を促す。(改良、改善を図る)
 説明不足のものは時間をかけ説明する。
 陳情(嘆願)可能なものは、積極的に取り組む。
 証拠書類の提示により理解なり確認可能の場合は、極力資料の収集に努める。

(3) その他

立会いには、なるべく直接の担当者が回答するようにし、その中でも精通者があたる。
 回答には「手際よく」を心掛け、誠意を持ってあたる。
 教えを乞うようにし、苦手意識を払拭する。
 対等の立場で接し、常に受身の姿勢で、短気を出さず冷静であるように努める。
 あまりムキにならないよう心掛ける。
 調査には積極的に協力し、自己の主張はハッキリと言う。
 嘘や言い訳はしない。
 税務調査は社内監査と思い、有効に活用する。
 担当者ベースで日頃から税法知識を会得するように努める。
 反論は最終段階で行なうようにする。
 調査官が複数の場合は、立会い者を複数にする対応を考える。

>>>個人開業医特有の調査事項

個人の税務調査の特殊事項は、個人的支出と医業関連支出が明確に区分されていない事を前提に実施されていることにあります。

< 個人的支出と混同されやすい支出 >

診療所と自宅が同一の建物の場合、水道光熱費・通信費の混入
 車両関係費用の区分 特に複数車両を保有した場合の必要性
 接待交際費 事業に対する関連性(いつ、だれと、何の目的だ)
 家族従業員の勤務実態(実態と給与の妥当性)

3

B / S (貸借対照表項目)の調査指摘ポイント

>>>現金・預金関連

現金・預金は、税務調査では必ず確認される重要チェックポイントです。ほとんどの収益・支出等の取引は現金・預金勘定で記帳されるため、この科目の整合性を保つことは、記帳全体の正確性に大きく関連してきます。また、税務当局に与える印象も違ってきます。

<現金・預金のポイント>

- ・現金出納帳が正しく記帳されているか
- ・現金有り高が出納帳と一致しているか
- ・現金が長期にわたって必要以上に多額の残高となっていないか
- ・預金残高が残高証明と一致しているか

>>>未収入金関連

法人税法上、収益の計上時期は原則として、診療行為が行われた時点で計上することになります。従って、当期で計上すべき収益のうち、現金預金がまだ入金になっていないものであっても未収入金として収益計上します。

<未収入金のポイント>

- ・保険請求収入を正しく請求しているか
- ・市町村から助成がある乳幼児医療費や予防接種や事務手数料等を正しく計上しているか
- ・歯科では、矯正治療などの自費の未収部分を正しく計上しているか

>>>棚卸資産関連

期末時点で在庫となっている薬品、診療材料等の数量・単価を把握し、期末の棚卸資産として計上することにより、当期の原価を決定し、医業利益を確定します。

また、棚卸資産の評価方法は「最終仕入原価法」、「移動平均法」、「後入先出法」等であり、事前に税務署に届ける必要があります。

<棚卸資産のポイント>

- ・期末時点での在庫を正確に把握し、計上漏れはないか。開封済みの端数在庫が計上漏れになるケースが多い。
- ・棚卸資産は税務署に届けている評価方法で正しく評価しているか

>>>減価償却資産関連

期中に特に大きな設備投資や土地建物等の購入が行われた場合は、その理由をはじめ、購入資金の源泉、企業利益の全体的なバランス等が調査の対象となります。契約書や証拠書類は物件ごとに整理しておく必要があります。

また、経費計上した資産のうち、減価償却資産として計上すべきものが混入していないか、個人的に使用されているものはないか等の確認も重要です。

<減価償却資産のポイント>

- ・減価償却資産の耐用年数は適切か
- ・購入資産に関する資料は整理されているか
- ・個人的に使用している資産を減価償却資産として計上していないか
- ・資産の現物を確認し、架空計上しているものがないかを確認する

>>>未払金関連

当期で計上すべき経費は発生主義で認識することが基本となっています。従って、当期に購入した物品や提供されたサービスの代金や対価が未払いであっても、未払金として経費計上することになります。

税務調査では、この未払金の計上基準が適切に処理されているか、架空計上がないかチェックします。

<未払金のポイント>

- ・未払金の計上は適切に行われているか
- ・架空計上されているものはないか

>>>借入金関連

借入金に関しては、その用途や借入先、借入条件が調査の対象となります。悪質なケースとして、医療機関が借入した資金を役員個人が使用している場合があり、税務調査では、この点がポイントとなります。

<借入金のポイント>

- ・借入れた資金の用途を明確に説明できるか
- ・借入利息の計上は適切に行われているか
- ・借入金の残高は正確か

4 P/L(損益計算書項目)の調査指摘ポイント

>>>収入関連

医業収益の税務調査で指摘を受ける代表的なものは大別すれば、収入除外(もしくは一部抜き取り)に関するものと収益計上のタイミングに関するもの(実現収益の医業未収金計上漏れ)の2種類になります。

(1) 収益計上漏れ(収入除外、一部抜き取り)はないか

自賠償収入の入金先

自賠償収入の入金先は請求ごとに個別に指定できるため、これを事業用口座以外にすることで収入の隠匿を図るケースがあります。これは、保険会社等への聞き取り調査・資料箋などによる反面調査・カルテ閲覧などを通じて税務調査で早晚明らかにされることですが、意図的で大規模な収入除外であると認定された場合には重加算税の対象となりますので注意を要します。

自由診療収入の除外

自由診療収入は、病医院と患者間の金銭直接授受という特性から、過少計上や脱漏が生じやすい項目です。

当局には調査資料によって算定した標準的な自由診療収入割合のデータがあり、診療料や規模により一定の傾向が見られるため、税務調査の際には、それら標準データとの乖離の程度もひとつの目安とされます。

窓口収入の一部抜き取り

医療保険(社保・国保)の患者自己負担は、外来診療のつど窓口で徴収するものと、入院費のように10日、20日、月末、退院時等の締日を設けて請求し、口座振込もしくは窓口現金にて精算するものとに大別されますが、現金收受の形態をとるものが大半であるため、一部抜き取りの誘因が生じやすくなります。

患者自己負担金と保険者(組合・政府・市町村等)が支払う給付金との割合は明確に定められていますので、給付金(社保・国保の診療報酬)から逆算して患者自己負担金の推計をすることは容易です。

窓口収入と給付金とのバランスに異常点がみられる場合には、当局の税務調査を招く誘因となりますので注意を要します。

患者自己負担金免除の取扱い

病医院の関係者を診療した際に患者自己負担金(窓口徴収分)を免除した場合、入金がないために窓口収入計上から患者自己負担金の計上が漏れてしまうことになりかねません。しかし、のとおり当局は保険者の給付金のデータから患者自己負担金を推計し、申告された患者自己負担金収入額との差額をチェックしますから、免除した患者自己負担金が累積で多額に上れば特に問題となってきます。

また、免除したわけではなくても患者さんから窓口負担金を徴収できずにそのまま貸倒れになってしまうケースなどでは、窓口収入計上を通さないため貸倒れの金額を把握することさえ困難になってしまう場合もあるでしょう。

(2) 期末医業未収金の計上漏れはないか

医業収益は発生主義が原則であるため、期中に現金主義で収益計上を行っている場合には特に期末の未収金に注意を払う必要があります。

期末未収計上の際、漏れに気をつけたいのは、例えば次のような点です。

入院費自己負担分

病院・有床診療所では、患者への入院費自己負担分の請求を、たとえば月末×翌月10日に行うケースなどもあるでしょう。診療報酬支払基金への請求のように毎月未収計上するのではなく、患者の負担分は患者からの入金時に収益計上する便宜的方法を採用している場合には、期末に発生主義に基づいて月末×請求額を未収計上する必要がありますが、税務調査で指摘されるまで気づかずにいることが多いようです。

その他の医業未収金

休日・夜間診療のように都道府県郡市医師会との契約が事業年度をまたがっていても、平日・休日・年末年始で支払単価が決まっている場合には受け入れた患者数を基に、また生命保険会社から委託を受け審査医を行っている場合には、その審査件数を基に、期末までの医業収益を未収計上しなければなりません。

入金サイクルが不定であるもの

医業未収金の計上漏れが税務調査で指摘されるのは、入金サイクルが不定であるものがほとんどであり、それを入金時に収益計上している場合です。

クレジットカードによる収入

自費診療、高額医療費をクレジットカードで決済するケースですが、入金時に収入計上するのではなく、期末までに発生した収入を計上することになります。

>>> 医業原価

(1) 材料費（医薬品費・給食費・診療材料費・医療消耗器具備品費）に対する税務調査のポイント

架空・水増し・仮装計上の有無

病院・診療所の費用は薬品材料代と人件費が大きなウエートを占めます。人件費の水増しもさることながら、金額の大きさと扱い品目の多さから、いきおい薬品材料仕入に不正が集中する傾向があります。費用項目の税務調査で不正経理として大きな問題となるのは、架空・水増し・仮装計上の3点ですから、薬品材料仕入の税務調査のポイントは架空仕入の有無・水増し仕入の有無・仮装仕入の有無ということになります。

不審点の洗い出しの手法

上記のような不正経理、または間違いを見抜くため、税務調査では仕入れについて次のようなアプローチで不審点を洗い出し、個別に適否を検証します。

○事前のデータ収集

仕入の相手科目である「買掛金」の税務調査の項にもありますが、事前に入業者からの情報収集を行い、資料箋等からの取引の相手先・金額の規模等の概要を把握します。標榜科目別の材料費割合等の標準データを参考にして、調査先の薬品材料費の割合に異常な点がないかチェックします。同時に、過去数年の材料比率の変動状況から不審な点がないかもチェックします。

○月別の推移と収入の対比

月別の仕入高の推移を前期のそれと比較し、異常な仕入月と仕入金額を抽出して検討します。また、各月の仕入高と診療収入とを対比して仕入の適否を吟味します。

○仕入証憑書類の整備保存状況の調査

仕入の納品書・請求書・領収証・薬品受払い簿等の証憑・帳簿類の整備保存状況を確認し、薬品仕入の管理状況を把握します。

○仕入証憑書類の有無

通常の仕入では、納品書・請求書・領収証が全くない取引は考えられないため、証拠書類の有無を調査し、証拠書類が欠落している場合には、その原因が管理上のものであるのか、それとも意図的な架空仕入であるのかが追及されます。証憑があっても住所や電話番号、社印等のない場合には、取引先や銀行を反面調査し、その信憑性を確かめます。

○臨時・小口・現金の仕入の信憑性調査

臨時・小口・現金仕入は安易な不正経理の手段となりがちなため、相手先を確認するなどの反面調査によりその信憑性を確かめます。

資産の混入の有無

上記のような架空・水増し仕入等の不正経理に関する調査以外にも、次のような仕入関連の税務調査があります。

個人消費・家事消費の有無

リベート計上脱漏の有無

仕入戻し・値引き・割戻し金額の計上の適否

特に、簿外処理による金銭の使い込み、私消、および割戻しの期ずれ（買掛金の項を参照）

翌期首以降仕入の繰上げ計上の有無

在庫圧縮の有無

利益を少なくする方法として、用いられるのが在庫金額の圧縮です。病院・診療所では、期末の在庫金額の決定は実施棚卸だけで帳簿棚卸は行わないところも多く、期中の仕入経理と独立していることから、在庫金額は比較的院内操作しやすい面があるといえます。

税務調査では、利益操作の温床としての棚卸資産の期末計上額に厳しい目が注がれます。具体的には、在庫品の実査や理論値の計算を通じて計上額の適否が検討されることとなります。理論値からアプローチする場合、医療総利益から逆算して在庫の概数の正否をとわれることもありますし、よく用いられるのは「在庫回転期間」を用いた手法です。

$$\text{在庫回転期間（日）} = (\text{在庫高} \div \text{医業収益}) \times 365 \text{ 日}$$

算式の在庫回転期間にあたる日数で平均在庫が常備されていると考えれば在庫高の概数の把握でき、仕入納品書等の資料を精査することで平均在庫の適否が検証されます。

医療収益の増減、薬品等仕入の変動により棚卸の数字は大きく影響を受けますが、それらには相関関係が保たれていることが必要です。もし、そこに過去の実績値や標準値と比較して異常な点がみつかれば、そこに調査の重点がおかれ、原因を追究されることとなります。

(2) 委託費（検査・寝具・清掃・洗濯・器械補修）に対する税務調査のポイント

委託費の税務調査で確かめられる項目を列挙してみると、たとえば次のとおりです。

- ・ 架空、仮装計上の有無
- ・ 家事使用等、業務外使用の有無
- ・ リベートや値引き処理等の妥当性
- ・ 委託費計上の根拠資料（契約書・納品書・請求書・領収書等）の整備状況
- ・ 期間計上の妥当性（翌期以降の損金となる前払部分の有無）

委託費の場合、検査委託や歯科技工委託のような医療収益に比例して、増加する変動費的なもの、給食委託や寝具委託、洗濯委託のように相当程度医業収益（特に入院収益）との相関関係が認められるもの、一方、月極めで保守委託契約を結んでいる器械保守委託料のように医業収益とは直接無関係な固定費的なものなど、発生形態はさまざまです。

したがって、税務調査の際には上記の項目につき委託費の発生態様それぞれに応じた調査がなされます。

月極め・年契約の委託費の調査

月極めや1年契約、場合によっては複数年契約の委託費の場合、まず契約書の提出を求められ、契約書の内容が吟味されます。契約書の相手先は実在し、委託業務の内容と金額は妥当であるか、実際の支払いと合っているか、また、数年契約を一括で支払っている場合には未経過分につき前払処理しているか確かめられます。

医業収益と比例するもの、相関関係があるもの

のような契約に基づく定額の支払いではなく、委託量に応じて委託費を支払うケースでは、納品書・請求書・領収書等の証憑を中心に計上の妥当性が確かめられます。その際には、先方への反面調査データや、医業収益とのバランスなどの分析データが活用され、異常点があれば重点的に調査されます。特に不正経理として問題となるのは、やはり水増し・架空計上および家事使用の混入といったところでしょう。

>>>人件費

給与費（職員給与賃金・退職金・法定福利費）に対する税務調査のポイント

給与費のうち、法定福利費は比較的問題となる点が少なく、病医院の給与費で特に問題となるのは、アルバイト等を使った架空人件費の計上、専従者への不相当に高額な給与の支払い、非常勤医師の給与源泉の率や交通費の問題などです。

一般的には次の留意点に基づき調査が進められます。

- ・源泉所得税を免れる為に給料手当てを過少に計上し、差額を別途賃金から補充していないかどうか
- ・他の経費科目に仮装した支出はないかどうか
- ・専従者の業務内容は給与額に見合っているか

>>>一般管理費

(1)減価償却費に対する税務調査

減価償却費の計算は每期同様であり、かつ単純・機械的であるので、前期の計算に準じて行われてしまう傾向があるので、税務調査時において、減価償却資産自体に変化があった場合、法定耐用年数が変わった場合等、減価償却の計算が適切に行われているか調べられます。

(2)修繕費に対する税務調査の対処法

資本的支出と修繕費との区分

修繕費は特に資本的支出と修繕費の区分が難しく、厳密にして正確な資本的支出と修繕費との区分が不可能なため、税務調査時において、修繕費を資本的支出として否認されるケースが多いようです。

多額の修繕費をピックアップすること

修繕費勘定を分解して、そのうち1回の修繕費が多額であれば、大規模修繕が含まれている可能性が高いので、その内容に応じた処理を行い、会計処理時において、工事見積書、請求書等の内容をチェックする必要があります。

(3)旅費交通費に対する税務調査のポイントと留意点

旅費交通費の場合のポイントには、下記のようなものがあります。

- ・業務上必要なものであるか
- ・実際に要した金額に限られるか

具体的には、たとえば以下のような点が調査の対象となります。

私用および観光目的の旅行を出張扱いしていないか
出張旅費、研修費の中には「研修会参加」「視察」「学会参加」等の名目で私用および観光目的の旅行が経費に紛れ込んでいることがあるため、税務調査では領収証のみならず参加した学会等の日程表その他業務に関連した出張であることを立証できる証憑類の提示が求められます。

カラ出張や架空交通費の計上はないか
税務調査では、頻繁に行われる小口出張を中心に、証憑類のチェック、特に、業務目的の出張であることを立証できる書類の存在の有無や日付の整合性の確認といったことが行われます。また、職員等でタイムカードなど業務記録がある者については、出張日と業務記録との突合がなされます。

出張仮払の精算は妥当か
出張旅費や日当をまとめて仮払いして後日精算するケースについては、精算時に使途秘匿金や交際費、給与にあたる私費が混入する場合があるため、精算の内訳が調査されます。

渡切り交通費で未精算のまま放置されているものはないか
渡切り交際費と同様、渡切り交通費で未精算のまま放置されているものは給与所得とみなされるため、特に家族従業員に対する渡切り交通費がないかチェックされます。

通勤費の非課税限度枠を利用した給与所得の移し替えはないか
通勤費は所得税非課税限度の枠が比較的大きいことから、これを利用して個人の実質給与にあたる額を通勤費に混入するケースがあり、これについて調査される場合もあります。

(4) 損賠賠償金に対する税務調査のポイントと対処法

個人負担に帰すべき支出が含まれていないか
損害賠償金のうちに業務遂行に直接関連しない支出が含まれている場合には、その支出は事業主貸として経費から除外されることとなります。

故意または重大な過失はないか
事業に関連して支払われるものであれば原則として全額損金算入が認められていますが、故意または重大な過失があった場合には損金になりません。特に医療過誤のケースにおいては、重大な過失の有無がポイントとなってきます。

損金計上のタイミングは適正か
裁判で判決が確定したものについては、その一切の資料の提示が求められ、特に損金処理のタイミングが調査されます。
裁判を経由しないものについては、先方との交渉の経緯について説明を要し、示談金等の支払いがある場合、先方の受取りを確認できる書類があるかおよび金銭の動きに不明瞭な点がないか等がチェックされるとともに、損金計上のタイミングが適時であるかが検討されます。
(ただし、賠償金の損金計上のタイミングは、原則として「支払額が確定したとき」であり、示談金等で先方に期末までに申し出た金額を未払計上している場合には、その金額の損金計上は認められます。)

関連支出および保険金の填補などは正しく経理されているか
損害賠償に関連した仮出金等が整理されているか、また、損害賠償にかかる保険等の補填

がある場合に正しく処理されているかが、仮払金、仮受金、雑収入等の関連勘定とあわせてチェックされます。

特に保険金の補填がある場合には、支払口座や支払決定通知の管理を徹底して適時な計上を心がける必要があります。損害賠償金の科目は性質上金額が多額にのぼり、判断が微妙であることから、特に関係書類の整備が要求されます。

具体的には、カルテの保存はもちろんのこと、裁判記録、顛末の記録、仮出金等の明細およびその証憑類に至るまで各種資料を時間の経過に従って整理しておくことが求められるでしょう。

(5)家事費按分

個人事業の場合、事業と家事費との按分が必要になるケースが多々あります。

主な対象は、下記の項目になります。

車両費
通信費
水道光熱費
借入利息
損害保険料

按分の基準には絶対的なものはありませんが、通常は、事業と家事の使用割合、面積割合等に基づき按分することになります。

5 診療科目別 留意ポイント

医療機関の場合は各診療科目により診療科目独自の収入や必要経費があり、納税者サイドとして注意すべき点を列挙します。

>>>内科・小児科

保険診療収入以外の収入計上洩れが無いか確認されます。

往診交通費：患者から支払われるお車代

室料差額収入

そのた自由診療収入

予防注射や予防接種による収入、保険証を持参しない患者からの診療収入、健康診断による収入

雑収入

薬剤の容器代、入院患者の付添人の食事代、診断証明書の作成料、薬品購入に伴うリベート収入、入院患者への貸テレビ料やコインランドリ使用料、自動販売機設置収入

治験受託収入

収入の計上は当然ですが、その治療内容から収入の計上時期に注意をしなければならない。長期間に渡る治験については受託内容を契約書により明確にすべきである。

>>>外科・整形外科

自動車賠償責任保険収入(自賠責収入)

外科・整形外科においては、保険外収入の主要収入となっている。税務当局は損害保険会社に保管されている保険金支払請求書とその添付書類などの資料照会を綿密に実施し、その金額を正確に把握する。

労働者災害補償保険収入(労災保険収入)

労災保険収入は各都道府県の労働基準局へ保険請求しますが、その労災認定の決定、入金に時間がかかるケースがあり期間損益計算を正確に把握する必要があります。

<派遣医給与支払>

外科・整形外科の場合、大学教授又は外部からの医師の招へいにより手術を行います。この時に支払われる報酬に対し徴収する源泉徴収税額の取り扱いは、勤務実態により徴収方法に異なります。

このため税務当局より源泉徴収不足を指摘されるケースがあります。また、実際に派遣医の勤務実態を把握するためカルテの確認や出勤簿の確認をします。

>>>産婦人科

分娩収入

正常分娩については健康保険が不適用となります。このため分娩料 入院料、沐浴料などの収入が自由診療として正しく計上されているか検討されます。

税務当局は、出産件数の収入の適正を把握するため請求書等から胎盤処理件数を確認するケースがあります。母体保護法による人工妊娠中絶手術による診療収入は自由診療収入であり、税務当局はその回数(麻酔薬の使用量から推計)と単価を調査し、その正否を推計計算します。

>>>精神科

自由診療収入

室料差額等の自由診療収入の計上漏れを過去の収入割合の比率や一般的な精神科の比率と比較し検証します。

薬品材料費

精神科では診療内容によって、薬品材料費に大きな差異が発生し、利益に影響が出ます。したがって薬品材料費を中心とした医業経費が調査のポイントになります。

入院患者数と給食

入院患者数と給食費との整合性を月別に検証し、入院収入の計上漏れ、給食費の架空・水増し計上の有無を確認します。

>>>耳鼻いんこう科

リベート収入

補聴器を使用する患者さんをメーカーに紹介している場合、メーカーからのリベートが発生するケースがありますが、これは雑収入として計上する必要があり、調査の対象となります。

>>>皮膚科・泌尿器科

診療収入

皮膚科は、5～9月に診療収入が増加する比較的季節変動が明確な診療科目です。したがってピーク時の収入を中心に過去の診療収入の推移や抗生物質・塗布薬・調剤容器の使用料などから収入の適否の確認を行います。

泌尿器科の診療単価は比較的高額で、とくに自由診療収入の漏れを中心に調査が進められます。とくに医療機関に設置されている診察・治療機器の稼働実績と収入の適否の検証が行われます。

>>>眼 科

コクタクト会社との取引
コンタクトレンズの販売を別会社を通して患者に行う場合、別会社と眼科との経費区分がされていないケースがある。特にコンタクトの使用指導を眼科の職員が行う場合は、その人件費の区分又は業務受託内容を明確にする。

>>>歯 科

保険外収入
矯正歯科収入は、患者の診断、装置装着、治療・調整の項目に区分できる。税務当局は当該診療所の料金体系を確認しその料金表に基づき適正に収入計上がされているか確認する。矯正歯科は、治療が長期間になるためその収入計上時期は各治療項目が終了した時期としている。このため矯正歯科収入の内金額が高額になる装置装着時期と収入計上時期が税務調査のポイントになる。
メタルボンド・インプラントの治療把握は、材料仕入や技工指図書から治療本数を確認し、収入金額の正否が推計計算されます。

雑収入
窓口での歯ブラシの販売が主ですが、その他患者より取り出した金属の売却収入も含まれます。
税務当局は 金属の売却収入を処理業者の記録により確認いたします。